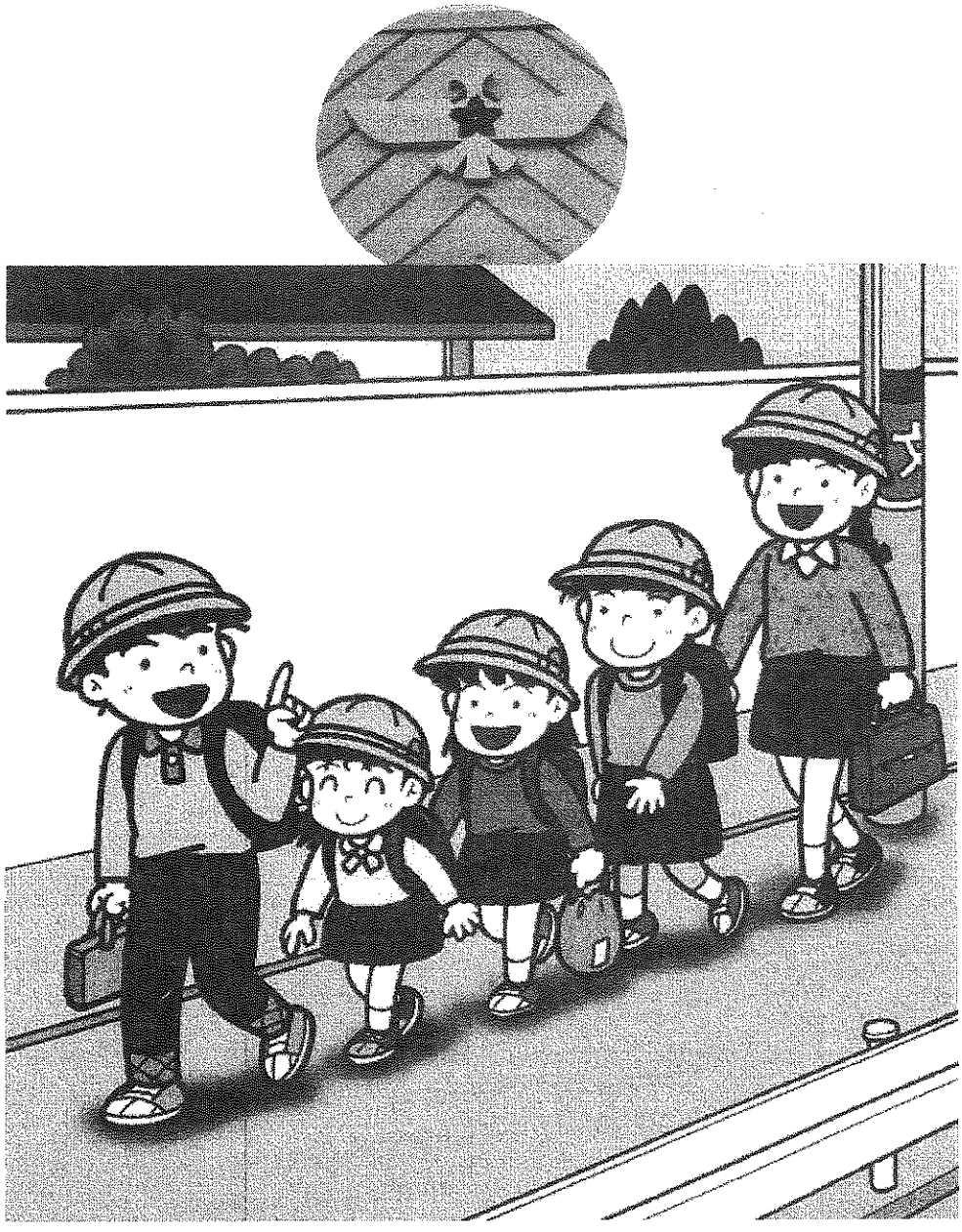
防災マニュアル



登米市立東郷小学校

防災マニュアル目次

防災教育全体計画・・・

防災教育全体計画

登米市立東郷小学校

児童の願い 保護者・地域の願い	学校教育目標 輝く瞳で学び，鍛え，やりぬく児童の育成	日本国憲法 教育関係法規

防災教育の目標

・災害発生時及び事後に，進んで他の人々や集団，地域の安全に役立つことができるようにする。（はたす）
・自然災害の発生メカニズムをはじめとして，地域の自然環境，災害や防災についての基礎的・基本的事項を主体的に理解できるようにする。（もとめる）
・災害時における危険を認識し，日常的な備えを行うと共に，状況に応じて，的確な判断の下に，自他の安全を確保するための行動ができるようにする。（かかわる）

学校防災の重点項目

人間としてのあり方に迫る（国語，道徳，特別活動）

・命を尊重する心を育てる。
・人と人とのふれあいを大切にする心を育てる。
・ボランティア活動に積極的に参加しようとする心を育てる。
・他者を思いやる心を育てる。

科学的な理解を深める（理科，社会）

・自然災害の種類と発生メカニズムについて学習する。
・地域の災害の歴史と対策について学ぶ。
・自然環境・社会環境と防災の関係を学ぶ。
・防災体制を学ぶ。

防災リテラシーを身に付ける（学校行事，特別活動，総合的な学習）

・災害発生時に身を守る方法を学ぶ。
・災害発生時に，自分で考え適切な判断行動する力を育てる。
・災害を乗り越えるため，他者と助け合い，困難に立ち向かう力を育てる。
・危機を予知し回避するための方法を考える力を育てる。
・救命救急法（応急処置や心肺蘇生法など）を学ぶ。
・家具の固定など，備えの技術を身につける。

道徳

・節制に心掛け，希望と勇気を持ち，くじけることなく困難に立ち向かう。
・互いに信頼し合い，男女なかよく協力と親切し助け合う。
・働くことの意義を理解し，進んで社会に奉仕する。
・互いに支え合って生活する。
・郷土や我が国の文化を大切にし，郷土や国を愛する心を持つ。

防災教育推進の重点

安全教育

・学校教育活動全体を通した防災教育の推進
・災害発生時に活用する生活能力の習得
・避難訓練の実施
・防災教育の指導方法・内容の工夫改善

安全管理

・危険箇所，施設・設備，通学路の安全点検
・防災計画，避難所マニュアルの作成

組織活動

・教職員の役割の明確化
・家庭や地域及び関係機関との連携
・教職員の防災対応能力や救急対応の向上
・メンタルヘルス能力向上
・防災倉庫管理

特別活動

・自分や他の生命を尊重し，危険を予測し，事前に備えるなど日常生活を安全に保つために必要な事柄を理解する。
・進んできまりを守り，危険を回避し，安全に行動できる能力や態度を育成する。

学校行事

・避難訓練，「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所を見つけることができるような訓練の実施等による災害対応能力の育成を目指す。
・地域，家庭，関係諸機関と連携をとり，災害時地域社会での自他の安全を確保することができるような力を育てる。

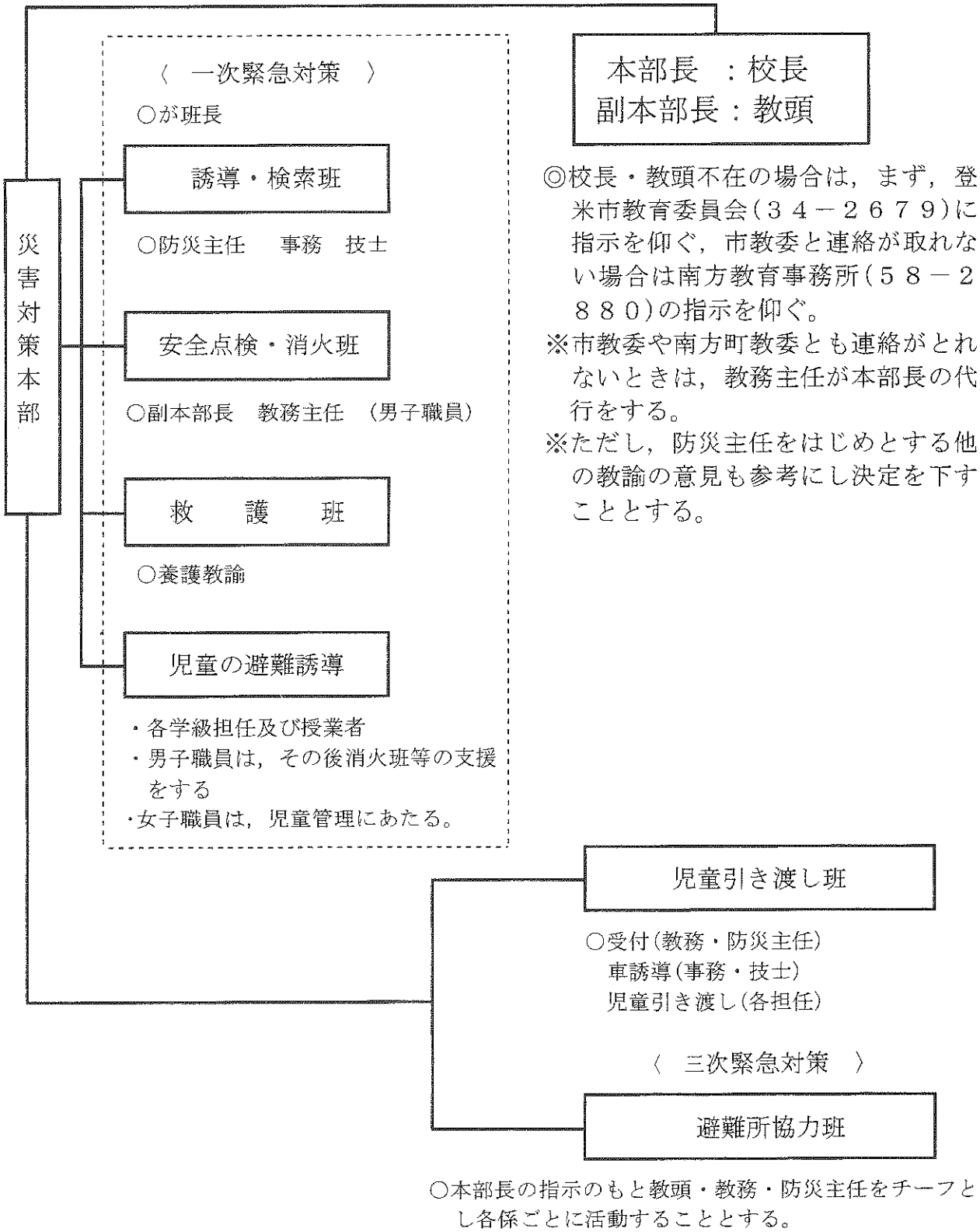
学年部防災教育の重点

低学年部	中学年部	高学年部
災害発生時，教職員や保護者など，近くの大人の指示に従うなどして，適切な行動ができるようにする。 －段階を踏んで－ 災害に応じて自ら安全な行動ができるようにする。	災害時に発生する様々な危険について理解し，自ら安全な行動ができるようにする。	日常生活の様々な場面で発生する，災害の危険を理解し，安全な行動ができるようにすると共に，自分の安全だけでなく，他者の安全にも気配りができるようにする。また，災害時協力的に行動できるようにする。

校内災害本部組織と業務内容

震災の規模や被害状況等を踏まえて，学校災害対策本部(以下「本部」)を設置し，迅速かつ組織的に災害対応にあたる。

(1) 基本編製図



（2） 各班の業務内容

〈地震発生時と避難時〉

班　　名	業　務　内　容	主な必需物品
本　　部	・校内放送等による連絡や指示 ・応急(緊急)対応の決定 ・各班との連絡調整 ・教育委員会，市災害対策本部，ＰＴＡ等との連絡調整と報告 ・情報収集(気象，災害，交通情報等) ・非常持ち出し品と引き渡し名簿の搬出 ・避難場所の設定 ・報道機関との連絡，調整	・本部旗・ラジオ ・児童引き渡しチェック表 ・ハンドマイク ・在校児童確認表 ・懐中電灯・乾電池 ・防災倉庫鍵 ・防災マニュアル
誘導・検索班	・安全な避難経路の確認と避難誘導 ・逃げ遅れ児童がいないかの確認 ・行方不明児童の検索 ・負傷者の救出と救護所への搬出(担当でできる場合)	・頭部を守る物 ・担架
安全点検 ・消火班	・被害状況の確認と本部長への報告 ・火災が発生したときの初期消火 ※初期消火の必要がない場合は，他班を支援したり，児童の安全確保に努める。	・消化器 ・工具(のこぎり等)
救　護　班	・避難場所へ救急用具，担架，ＡＥＤを用意する ・負傷者の応急手当(必要があれば救護所の設営) ・心のケアの実施 ・医療機関への連絡，搬送 ・救急車の要請 ・負傷者の報告	・担架 ・毛布 ・応急手当の薬品 ・ＡＥＤ

〈避難終了・児童の安否確認後〉

児童引き渡し班	・送迎の車の誘導 ・保護者，家族の受付 ・保護者，家族への引き渡しとチェック	・児童引き渡しチェック表 ・ハンドマイク
避難所協力班	・避難者の名簿作成 ・緊急物資の受け取りと管理 ・ボランティアの受け入れ窓口 ・地域の防災担当との連絡，調整 ・市の防災担当との連絡，調整	・毛布 ・暖房器具 ・発電機・燃料 ・非常食，水確保 ・各種表示 ・ハンドマイク ・カラーコーン ・トラロープ

教職員の動員体制

（１）警戒配備

配備発令基準	○大雨，洪水，暴風等の注意報または，警報が発令されたとき				
本　部　設　置	●本部設置なし(ただし，関係部署及び担当者は情報収集と連絡活動に努める。)				
本部長(学校長等)		防災主任		教職員	
勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外
・配備につく ・情報収集を指示する。 (気象情報，警報等)	・必要に応じて対応する。	・配備につき，情報の収集にあたる。 ・本部長(学校長)との連携	・自宅待機	・情報の確認をする。 ・通常の勤務にあたる。	・自宅待機。

（２）警戒配備(０号配備)

配備発令基準	○登米市内で震度４の地震が発生したとき				
本　部　設　置	●本部設置なし(ただし，関係部署及び担当者は情報収集と連絡活動に努める。)				
本部長(学校長等)		防災主任		教職員	
勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外
○配備につく ・情報収集を指示する。 ・児童の安全確認 ・避難準備指示 ・下校の安全確認 ・校地内の点検 ・市教委へ報告	・配備に付く(教頭・教務) ※１ ※２	・配備につき，情報の収集にあたる。 ・本部長(学校長)との連携	・自宅待機	・情報の確認をする。 ・通常の勤務にあたる。	・自宅待機

※１　校舎内外の点検後，市教委に状況報告。被害がない場合は自宅待機に移行する。
※２　被害がある場合は，校長に報告し指示を受ける。

（３）特別警戒配備(１号配備)

配備発令基準	○登米市内で震度５弱の地震が発生したとき ○台風により，被害が予想または発生したとき ○大雨，洪水等の警報が発せられ，災害が予想または発生したとき				
本　部　設　置	○警戒本部設置(安全確保，避難誘導，情報収集，連絡活動，応急対策)				
本部長(学校長等)		防災主任		教職員	
勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外
○直ちに配備につく ・児童の安全確認 ・避難指示 ・校地内点検 ・下校の安全対策 ・市教委への報告 ・避難者への対応	・直ちに学校での配備に付く(教頭，教務，防災主任，生徒指導主事，事務長，技士) ※１ ※２	・直ちに配備に付く ・本部長の指示を受け避難誘導にあたる。 ・情報収集し周知する。 ・職員の担当業務を指示する。	・直ちに学校での配備に付く ・本部長の指示を受け，職員への連絡やその他の対応をする。	・あらかじめ定められた職員は配備に付く。 ・本部長等からの指示を受け担当業務に当たる。	・学校より緊急メールか連絡網により，その後の勤務について指示を受ける。 ・連絡がないときは，各自で学校に連絡をし，指示を受ける。

※１　校舎内外の点検後，市教委に状況報告。市教委より警戒配置解除の連絡があるまで学校で待機する。
※２　被害がある場合は，校長に報告し指示を受ける。

（４）特別警戒配備（２号配備）

配備発令基準	○登米市内で震度５強の地震が発生したとき ○台風により，大規模な被害が予想または発生したとき ○大雨，洪水等の警報が発せられ，大規模な災害が予想または発生したとき				
本　部　設　置	○警戒本部設置（安全確保，避難誘導，情報収集，連絡活動，応急対策）				
本部長（学校長等）		防災主任		教職員	
勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外
○直ちに配備につく ・児童の安全確認 ・迅速に避難指示 ・校地内点検 ・下校の安全対策 ・市教委への報告 ・避難者への対応	・直ちに学校での配備に付く （校長，教頭，教務，防災主任，生徒指導主事，事務長，技士） ※１	・直ちに配備に付く ・本部長の指示を受け避難誘導にあたる。 ・情報収集し周知する。 ・職員の担当業務を指示する。	・直ちに学校での配備に付く ・本部長の指示を受け，職員への連絡やその他の対応をする。	・あらかじめ定められた職員は配備に付く。 ・本部長等からの指示を受け担当業務に当たる。	・学校より緊急メールか連絡網により，その後の勤務について指示を受ける。 ・連絡がないときは，各自で学校に連絡をし，指示を受ける。 ※３

※１　校舎内外の点検後，市教委に状況報告。市教委より警戒配置解除の連絡があるまで学校で待機する。

※３　電話が通じない場合は，「災害用伝言ダイヤル」（１７１）で学校の伝言を再生確認するとともに，自宅の電話番号で学校への伝言を録音する。

（５）非常配備

配備発令基準	○登米市内で震度６弱以上の地震が発生したとき ○災害が発生し，または発生するおそれがある場合				
本　部　設　置	◇災害対策本部設置（安全確保，避難誘導，情報収集，連絡活動，応急対策）				
本部長（学校長等）		防災主任		教職員	
勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外
○直ちに配備につく ・児童の安全確認 ・迅速に避難指示 ・校地内点検 ・下校の安全対策 ・市教委への報告 ・避難者への対応 ・避難所開設	・直ちに学校での配備に付く ・災害の情報，状況を確認し，必要に応じた対応を指示する。 ※１	・直ちに配備に付く ・本部長の指示を受け避難誘導にあたる。 ・情報収集し周知する。 ・職員の担当業務を指示する。	・直ちに学校での配備に付く ・本部長の指示　を受け，職員への連絡やその他の対応をする。	・全職員が直ちに配備に付く ・本部長等からの指示を受け担当業務に当たる。	・全職員が直ちに学校で配備に付く

※１校舎内外の点検後，市教委に状況報告。市教委より警戒配置解除の連絡があるまで学校待機

〈点検事項〉
◇校舎・体育館　◇電気設備　◇ガス　◇水道・受水槽　◇理科室薬品等
◇校庭・プール　◇灯油タンク
△通学路（崖崩れ　ブロック塀の倒壊　地割れ　液状化などによる通行の可否）

〈伝言ダイヤル〉
①　録音方法（各自から学校への伝言）
「１７１」ガイダンス　→　「１」　→　「０２２０（自宅番号）」　→　伝言録音
②　再生方法（学校から各自への伝言）
「１７１」ガイダンス　→　「２」　→　「０２２０－５８－２１４１」　→　伝言録音

防災に関する規程

登米市立東郷小学校

第一章　趣旨等

1　趣旨

本規程は，登米市立東郷小学校の児童を災害から守ることを第一とし，統一した手順のもとに避難等をさせることにより，より安全な避難を目指すものである。

なお，本規程は，登米市立東郷小学校に限り活用できるものとする。

2　防災リテラシー（防災対応能力）の向上

学校は「自らの身を守り乗り切る力」（「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所をそれぞれ見つける力を付ける），「知識を備え行動する力」「地域の安全に貢献する力」を発達段階に応じて身に付けさせるよう努力する。

防災対応能力（防災＋災害対応能力）宮城県「みやぎ防災教育指針」より

① 「自らの身を守り，乗り切る能力」
　○災害時に自らの身を守り，被災後の生活を乗り切る力

② 「知識を備え，行動する能力」
　○地域や社会の特性，防災に関する知識を活用し，防災・減災のために事前に備え，行動する力

③ 「地域の安全に貢献する能力」
　○地域の歴史や自然環境，防災体制や災害の発生メカニズム等について理解し，地域の一員として防災・減災活動に貢献する力

④ 「安全な社会に立て直す能力」
　○被災時には，地域のために活動するとともに，互いに助け合い，協力して安全な社会に立て直す力

第二章　防災時の指揮について

園・学校は，校長不在時の次のリーダー（指揮者）を以下のように指名する。

校長→教頭→教務主任→防災主任→安全主任

＊非常時であることを考慮し，全職員の意見を得ずに，決定できるものとする。

第三章　災害への対応

1　地震

① 震度

・震度は登米市内の震度で判断するものとする。（保護者の職場等を考慮のため）

② 児童引き渡し

・「震度６弱以上」をもって授業を中止し引き渡しを実施する。この場合は学校からの連絡がなくても引き渡しを実施する。また，停電の有無は問わない。

・引き渡し完了は長時間にわたる可能性があり，宿泊の可能性も視野に入れることとする。（避難所開設と授業再開も想定しておく）

③　震度４以上の場合

・机の下など安全な場所へ避難し，必要に応じて校庭へ２次避難する。

④　登下校時

・登下校時に地震が発生し，「大きな揺れ」と子どもたちが感じた場合，「壁・塀」「電線」「ガラス」「瓦」「電柱」などに注意しながら，「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所に避難する。
・揺れが治まってからは，自宅または学校（近い方）または近くの集会所に避難する。子どもたちが協力しできる限り集団で移動する。
・登下校時の住民バスについては，運転手の指示に従う。原則として，保護者や学校に直接送り届ける。保護者不在の場合は，学校へ避難させる。
・地域の住民に助けを求めることも必要になることを想定しておく。

⑤　登校前

・登校前に震度５強以下の場合は，保護者が安全確認を行い，その後登校する。震度６弱以上の場合は，学校から連絡があるまで自宅待機とする。
（１時間以上連絡メール，電話等による連絡が来ない場合は，学校生活に支障が出ているとして登校させず，自宅待機とする。）

２　河川氾濫，洪水

①　注意報，警報，避難準備情報，避難勧告，避難指示（洪水時の避難までの動き参照）

・避難勧告，避難指示発令時は，休校とし，緊急事態に備える。（避難所開設対応・学校再開等）
・近県の大雨等についても，情報収集し適切に対応する。

②　避難

・避難準備情報発令対象の場合は，情報収集など迅速な対応と家庭連絡を実施するとともに，緊急下校はせず学校に待機とする。（避難所対応）その場合自宅の安全が確保できる場合に限り，引き渡しを行う。また，速やかに緊急メールを発信する（要返信設定とする）。

例文→洪水による避難準備情報が○○地区に発令されました。子どもたちは，下校させず，学校待機と致します。ご自宅や道路などの安全を確認した上でお迎えを御願いします。何時頃の迎えになるか，時刻を明記して「件名を変えず返信」願います。

＊「件名を変えず返信」については，保護者に理解してもらうため，年数回テストメールを実施する。

3　台風，大雨，暴風雨，ゲリラ豪雨

①　統一事項

・気象情報，予報や警報を考慮し，遅くとも前日までに決定する。
・登校時刻を遅らせることは，家庭に子どもだけを残すこととなり，安全確保の面から避ける。（通常登校する心配もあり，事故に遭遇する危険がある。）
・保護者の負担，安全確保を考慮し判断は，「休校」または「通常通り」のどちらかを選択する。（弁当日を設定しない。）

②　給食センターとの連携

・児童の安全の確保のため学校給食センターとの連携を密にし，スムーズな連絡を実施する。

4　雷

・雷対応については，マニュアルに従う。

5　竜巻

①　竜巻接近の特徴

・「ゴー」という音がする。
・真っ黒い雲の底がろうと状に垂れ下がり，トタンなどを巻き上げている。
・ゴミ箱やトタンなどが掃除機に吸い込まれるように飛んでいく。

②　登下校前

・警報が出ているときは，登校を控え，家族と一緒に自宅に待機し，学校からの連絡を待つ。
・竜巻発生の場合は，各家庭で避難を行う。幼稚園は休園，小中学校は家族と自宅待機とし，外出・登校せず連絡を待つ。（１時間以上連絡メール，電話等による連絡が来ない場合は，学校生活に支障が出ているとして登校させず，自宅待機とする。）

③　登下校時の対応

・竜巻が通り過ぎてからの避難については，「地震」と同様とする。
・頑丈な建物の物陰に入って身を小さくする。水路やくぼみに身を伏せ両腕で頭と首を守る。
・物置，車庫には避難しない。
・電柱や太い樹木も東海の危険がある。
・飛来物に注意する。
・近くの大人に助けを求める。
・住民バス乗車中は，運転手の指示に従う。

④　学習中の対応

・１階に避難する。
・窓から離れる。
・窓，カーテンを閉める。
・建物の中心部に近い，窓のない部屋に移動する。
・ドア，外壁から離れる。
・頑丈な机の下に入り，頭と首を守る。

第四章　避難所開設準備等

１　避難所

①　解説マニュアル

・避難所開設については，防災マニュアル内「避難所解説マニュアル」を参考に準備を実施する。

②　避難所開設

・開設する場合は，市職員との指示・連携のもと支援する。

③　学校再開

・避難所開設と同時に「学校再開」に向けて組織的に活動を開始する。

２　発電機

・安全点検，各種行事等で日常的に使用することにより，操作法を習得すると共に性能の維持維持を心掛ける。月１回安全点検等での運転を心掛ける，また，学校行事等で使用することが望ましい。
・バッテリー，オイルなどの消耗品の管理に努める。
・学習参観，各種行事，ＰＴＡ役員会，学年ＰＴＡ等で使用法の説明をする。
・安全点検時に運転することが望ましい。性能維持のためにも，
・「発電機使用マニュアル」「取り扱い説明書」を確認し，運転する。

３　地域との連携

①　連携

・防災（大地震）パンフレットを作成し，地域に配布することにより，「地域全体で子どもたちを守る」意識を高める。
・区長会等で協力を要請する。

②　自主防災組織との連携

・各行政区の「自主防災組織」に関わりを持つようにする。

第五章　家庭への連絡・安否確認

１　停電時の家庭への連絡

①　連絡方法

・各地区の防災掲示板を活用する。

・家庭訪問を実施する。
・発電機を使用し，メールソフト搭載，パソコン，ハブ，メディアコンバーターに通電し，メールを発信する。
（ハブはLANケーブル中継器，メディアコンバーターは職員室等のLANBOX）

②総合支所防災無線，ハットFM，NHK，東北放送，仙台放送等を活用する。

③　連絡方法は，複数を同時に実施するものとする。

2　洪水時の注意報，警報，避難指示，避難勧告，避難命令の発令システムについて
・避難準備情報で避難を開始する。（別紙参照）

3　災害時の安否確認
①　迅速に児童の安否を確認しなければならない。
②　確認方法は複数を活用し，確実な確認ができるように努める。
③　確認方法
・緊急メール（件名を変えずに返信）を活用する。
・自転車での直接確認を実施する。
・商店，地区掲示板，防災掲示板等への掲示により，学校との連絡を求める。
・防災無線（一斉利用），行政区利用を活用し，呼びかけを行う。
・ガソリンの確保に努める。

第六章　原子力災害

1　女川原子力発電所との距離
①登米市は女川原子力発電所との距離が４０キロメートル圏内であることから，原子力災害を受けることを想定する必要がある。

2　マニュアルの作成
①原子力災害を迅速に回避するために，原子力災害時の避難についてのマニュアルを作成する。非常時は県や市からの指示，マニュアルに従い避難する。

災害時に想定される対応１「地震」

→地震震度は登米市の震度とする（保護者の職場等を考慮のため）

緊急避難・引渡等対応震度

学習中

・震度４以上の対応，机の下など，安全な場所へ避難，その後二次避難する。

・震度６弱以上の対応（停電の有無は問わない）

学習中は授業中止し，連絡なしで引渡開始（震度５弱以上の場合は，緊急メール配信）

登校前	徒歩登下校時	バス乗車前後	バス乗車中
＊震度５弱以下の場合 ・保護者が安全確認を行い，その後登校させる。登校方法は保護者の奉迎が望ましい。 ＊震度６弱以上の場合 ・連絡があるまで自宅待機とする。	・登下校時に地震が発生し，「大きな揺れ」と子どもたちが感じた場合，「壁・塀」「電線」「ガラス」「瓦」「電柱」「自動販売機」「木」などに注意しながら，「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所に避難する。 ・揺れがおさまってからは，自宅または学校（近い方）または近くの集会所に避難する。近所の大人の誘導に従うか，子どもたちが協力してできる限り集団で移動する。	・停留所で待っている場合は，保護者と共に避難する。 ・下校時乗車前は，校庭中央に避難する。	・バス乗車の場合は原則として，運転者の指示に従って行動する。 ・原則として，学校またはサポートの近い方に送る。 ・４時バスの場合は，停留所の保護者がいる場合を除き学校へ避難させる。

学校の対応

・必要に応じて，緊急メールで，臨時休業や学校の様子，道路状況などを随時提供する。

・停電時は発電機を利用しての緊急メール発信を試みる。（緊急メールソフト搭載 PC，ハブ，中継ボックスへの給電をする。）

・緊急メール使用不可の場合は，防災用掲示板や地区の掲示板，放送局等を活用する。

・学区内の道路状況を確認する。

・登下校時地震発生は，各家庭や集会所，公民館などへ行き，児童の安否確認を行う。（自転車等使用）

・震度６弱以上は即刻引渡準備を行う。（実施計画に従う。）

・引渡が長期になることを想定し，防寒等の対応を行う。

・市からの要請により，避難所解説対応を行う。その際，「開設チーム」「再開チーム」をマニュアルに従いに編成する。また，発電機・電灯準備，ガソリンの確保を至急行う。

災害時に想定される対応２「河川氾濫，洪水，増水，台風，大雨，ゲリラ豪雨等」
→警報・注意報等の情報収集を徹底，迅速な対応を心掛ける

臨時休業・緊急避難・引渡等対応

- 臨時休業については緊急メールで連絡すると共に，幼稚園と連携する。また，給食センターに連絡する。
- 避難準備情報，避難勧告，避難命令が発令された場合は，市教委からの連絡・指示を待つ。
- 市の指示により，避難所の開設準備を行い，２階に本部を設置し，発電機等を移動する。
- 迫川や台風の進路等の状況に応じては，大嶽山，東郷公民館へ避難も考える。
- 学区内の道路状況を把握すると共に，河川の状態をインターネットやテレビ，ラジオで随時確認する。
- 停電時は発電機を活用する。

避難準備情報，避難勧告，避難指示発令時の対応

- 学習中「避難準備情報，避難勧告，避難指示」が発令された場合は，原則学校待機とし，「件名を変えず要返信」のメールを発信する。いつ頃迎えに来ることができるかを記入し返信してもらう。迎えが来るまで学校で待機させる。（宿泊の対応準備をする）
- 情報を積極的に提供する。（近県の大雨等についても，情報収集を心掛ける）

登校前	徒歩登下校時	バス乗車前後	バス乗車中
・前日からの注意報，警報等について学区内の状況を学校で把握した上，次の日の対応について，協議し決定する。 ＊朝６時までの決定とする。 ・決定次第緊急メールで聯絡する。	・登下校時の浸水，増水については，「高いところ」に避難したり，「近くの民家等」に助けを求める。水の流れや増水具合などに注意しながら避難する。 ・自宅または学校（近い方）または近くの民家等に避難する。児童同士で協力しできる限り集団で移動する。 ・避難後はできるだけ学校へ連絡を入れる。または近くの大人に依頼する。	・停留所で待っている場合は，保護者と共に避難する。 ・下校時乗車前は，校内に避難する。	・バス乗車の場合は原則として，運転者の指示に従って行動する。 ・原則として，学校またはサポートの近い方に送る，が増水や冠水に留意し，臨機応変に対応する。（携帯電話を活用する）

学校の対応

- 授業中止にする場合は，保護者への引渡を原則とする。
- 迎えの来ない子どもについては，学校で待機させるか，保護者の携帯へ連絡する。
- 幼稚園との連携をとる。
- 停電時は発電機を利用してのメール発信を試みる。（メールソフト搭載 PC，ハブ，中　継ボックスへの給電をする。）
- 引き渡し完了が長期になることを想定し，臨時的に避難所対応を行う。
- 市からの要請で避難所開設の場合は，２階に本部を設置し，発電機等を移動させる。
- 数日分の食料，防寒着等の確保，学校開設に向けて，準備を開始する。
- 発電機を指導し，明かりをつけ，ガソリンを確保する。

災害時に想定される対応３「竜巻・暴風」

→竜巻警報発令で時点での対応について

緊急避難対応

・竜巻警報や暴風警報が発令した場合，情報収集に徹し慎重に，判断し，児童の安全を確保する。

学習中竜巻警報が出ており，下記のような天候等が見られた場合は，全校で迅速な対応を要する。

竜巻接近の特徴

・「ゴー」という音がする。
・真っ黒い雲の底がろうと状に垂れ下がり，トタンなどを巻き上げている。
・ゴミ箱やトタンなどが掃除機に吸い込まれるように飛んでいく。

・各学級，窓，カーテンを閉め，窓から遠ざかる。建物の中心部に近い，窓のない部屋に移動する。
・頑丈な机の下等に入り，頭，首を守る。

避難可能な場所

・家庭科準備室（窓ガラス破片防止）　・放送室（ガラス破片注意）
・昇降口付近のトイレ　・体育館（ステージ下）
・２階西側倉庫（廊下）２カ所

登校前	徒歩登下校時	バス乗車前後	バス乗車中
・登校前に警報が出た場合は，家族と自宅待機とし，緊急メール等学校からの連絡を待つ。 ・各家庭で安全を確保する。	・登下校時の竜巻警報・竜巻発生については，近くの堅牢な建物に避難し，近くの大人に助けを求める。水路やくぼみに身を寄せる。 ・飛来物や電柱などの倒壊に注意する。 ・「ゴー」という音や「真っ黒い雲」に注意する。 ・竜巻通過後は，地域の状況などを確認し，安全な場所に避難する。無理に登校しない。	・停留所で待っている場合は，保護者と共に避難する。 ・下校時乗車前は，直ちに校内に避難する。	・バス乗車の場合は原則として，運転者の指示に従って行動する。 ・原則として，学校またはサポートの近い方に送るが，竜巻の方向を見極める。 ・４時バスの場合は，迅速に校内へへ避難させる。

・各施設とも，メールでの連絡を実施するが，竜巻直撃の場合は，情報手段が寸断されて使用不能の可能性があるため，避難所開設をし，引渡に備える。
・教職員が分担にして家庭訪問し，家族の安否や家屋の状態を等を直接確認する。
・負傷した児童のために，医療機関との連絡を急ぎ，必要に応じて救急車を要請する。
・幼稚園と連絡を取り合い，引き渡しに備える。

災害時に想定される対応４「原子力災害」

→いかなる場合であっても，迅速な避難が優先される。

緊急避難

発令と同時に緊急避難（南方町は女川原子力発電所の３０キロ圏内）

＊避難指示発令時の対応

テレビ，ラジオ，インターネットなどで状況を把握し，登米市との連携も実施しながら，屋内避難・避難等の対応方針について支持を受ける。（決定する）

登校前	徒歩登下校時	バス乗車前後	バス乗車中
・避難等の発令，またはテレビ等から得られる情報を判断して，登校を見合わせ，市や学校からの連絡を待つ。 ・各施設とも，メールでの連絡を実施する。	・防災無線，近所からの情報，広報車などの情報を受けて，学校，近くの民家等に緊急避難する。屋外にとどまることなく屋内に入るように，迅速に行動する。高学年は低中学年と一緒に行動する。	・停留所で待っている場合は，保護者と共に屋内に避難する。 ・下校時乗車前は，校内に引き返す。	・スクールバス乗車の場合は，屋内に非難させる。 ・下校時のスクールバスについては，自宅に保護者がいる場合のみ停留所まで送り届ける。 ・保護者不在の場合は，学校へ避難させる。

・二次避難を想定し，緊急に保護者と連絡を取り合う。
（非難場所の確認，いつ頃合流できるか等）

・児童はできるだけ，コンクリートに囲まれた場所に避難させる。

・緊急メールに従って，避難や引取などに対応する。

・市，県，国の指示があれば，二次避難を開始する。

・引渡完了が長期になることを想定し，臨時的に避難所対応を行う。

・外気を遮断し，避難してきた子どもたちの手や顔を洗浄する。

・必要に応じてシャワーで洗浄する。

・防災無線，広報車，テレビ等から情報を得るよう努力する。

・コンクリート建物の被爆量が少ないことから，小学校が避難所に指定される場合がある。

災害発生に備えるために

登米市立東郷小学校

災害の発生は様々な場面が想定される。児童の安全を確保するため，以下を参考に，速やかな対応ができるよう備えておくことが重要である。

1　学習中

学習中に緊急避難を要する災害としては，地震，雷，竜巻、ゲリラ豪雨が考えられる。児童の安全を確保するため，普通教室，特別教室等の物品の配置に応じ，一次避難の際に身を隠す方法や身を寄せる場所（位置）など，職員間で共通理解を図っておく。

災害発生直後の正確な情報提供を迅速に行う方法や，停電時の情報伝達手段についても決めておく。

2　休み時間

子どもたちが校庭にいる場合や廊下，階段の移動中など，指示が全体に行き渡らない状態になる可能性がある。日頃から，「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所を見つけて避難するような習慣化が必要である。

実際の場面では，速やかに集合させ，安全な場所に移動し人数や健康観察を行う。

3　登下校時

指導者が不在なため，どうしてよいか迷ったり，パニックに陥ったりして，危険な行動に走るおそれがある。このため，日頃から家庭及び学校においては，災害発生時に学校へ避難するのか，家へ戻るのか，家庭に家族はいるのかなど，また，通学路上の安全な場所，危険な場所を確認しておいたりすることが大切である。

4　校外学習中

①　遠足，校外学習等の活動中

地理や建物構造等に不案内である可能性が高く，崖崩れや土砂崩れ，通行止めなど，通常とは異なった危険に遭遇する可能性がある。移動中の被災への対応も考慮することが大切である。そのため，災害発生時の避難を視野に入れた下見を行うことが重要である。災害発生時は，館内の誘導に従う用に事前に指導する。

また，校外学習計画には，災害時の対応のための計画を記載することが重要である。

②　修学旅行，合宿訓練等により宿泊を伴う場合

修学旅行等により宿泊する場合には，夜間の災害発生・停電では，建物構造に不慣れなことから特に混乱が発生しやすいこと，自主研修等，都市での活動中では，交通網の混乱，落下物・倒壊物の危険があること，火気使用時には火災発生のおそれがあることなどを踏まえて下見を実施する。一次避難の際に身を隠す方法や身を寄せる場所（位置）などについては，事前に施設管理者と打ち合わせるなど，特に配慮する。

大地震等非常変災時の対応について

登米市立東郷小学校

対応策の決定	・前日までに決定し，迅速に連絡する。
対応策の内容	・安全の確実な確保，保護者の負担などから，「休校」「通常通り」のいずれかを選択する。
弁当の要請	・非常変災ということを考慮し，「弁当」はなしとする。
幼稚園	・幼稚園は独自の判断で休園ができるものとする。

学習参観，学芸会開催時の緊急避難について

1　学習参観等，各教室に保護者がいる場合

①「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所に移動する。
　＊子どもは机の下などに入る。保護者は窓から離れ，ランドセル等で頭部を保護する。
②避難指示の放送を聞き，子どもとともに避難する。
　・その他通常の避難に準じる。
③震度６弱以上の場合は授業中止とし，保護者と共に下校する。保護者が来ていない子どもは，原則引き渡しとする。
④下校後，メール等で安否確認する。
④下校後，校内の安全確認をする。
⑤登米市からの避難所の要請等に対応する。（家屋の倒壊等で学校に避難してくることも想定しておく。）
＊防災ずきんがあるとよい。

2　学芸会（学習発表会，体育館内の運動会，学年ＰＴＡ行事等）１箇所に保護者，児童がいる場合

①　開会前に，対処方法（避難用出口等）を連絡する。
　・地震発生時は，避難方法をお話しします。あわてずに指示に従ってください。
　・座布団などで頭部を守るように御願いします。窓から離れてください。
②　地震発生と同時に落ち着いて行動するように，指示を出す。
　・地震が発生しております。窓から離れ，お手持ちのもので頭部を守ってください。
　・職員は，近くにいる子どもたちを，安全な場所に移動させてください。ドアを開放してください。また電灯に注意してください。（子どもの安全を第一に行動する）
③　担任は，自分の学級に移動し対応する。
　・担任は，学級の子どもたちの所に行き，避難誘導してください。
④　揺れが治まってから，出口の安全を確認し，屋外へ退去させる。
　・速やかに○○へ移動してください。お子さんと帰りますので，そのまま待機していて下さい。
⑤　情報収集に努め，学区等の状況などを確認後，保護者とともに下校させる。
　・連絡があるまで，家族と自宅待機といたします。
⑥　登米市からの避難所の要請等に対応する。

原子力災害発生時の対応について

登米市立東郷小学校

趣旨

原子力発電所等で原子力にかかわる事故が発生した場合の対応については，子どもたちを被爆から守ることを第一に，下記の要領で迅速に行うものとする。

1　情報収集と情報伝達

放射線は無色・無臭であり，被爆や汚染を確認することは不可能であるため，情報収集が不可欠である。そのため，テレビ，ラジオ，防災無線，広報車，インターネット等様々な手段を講じて，情報を把握することが重要である。

2　原子力災害発生時

災害発生時の対応については，校舎内待避とし下記を参照し，適切に子どもを守る。

①子どもたちを屋内に待避させる。
②窓や戸，換気扇，空調設備を停止するなど，外気を遮断する。（機密性を高める）
③外にいた子どもに対しては，顔や手の洗浄，シャワーによる全身の洗浄を行う。
④食べ物に蓋やラップをする。
④情報収集を行う。市教育委員会と連絡を取り合う。
⑤保護者への連絡を実施する。（必要に応じ引き渡しを行う）

3　二次避難について

県や市から二次避難の命令が出た場合は，避難等必要事項を保護者に連絡し，移動を開始する。

①校舎内のガスや電気などの始末をする。
②戸締まりは確実にする。
③玄関等に避難先などの情報を掲示する。

4　場面に応じた対応について

①学習中
- 授業中，休み時間の原子力災害が発生した場合は，速やかに教室（屋内待避）に戻る。

②登下校中
- 防災無線や広報車の指示をしっかり聞いて，被爆をできるだけ避けるため，家と学校の近い方に避難する。避難後は屋外に出ずに，それぞれ待機とする。
- 住民バスは停留所に保護者がいない場合または家庭に保護者がいない場合は，学校に戻る。停留所での引き渡しは運転車，または添乗員が確認する。

③校外活動中
- 校外で原子力災害が発生した場合は，施設管理者，市町村対策本部の指示に従って，子どもたちの安全を確保する体制を整える。
- 園，小・中学校に連絡を取り，指示を仰ぐ。
- 保護者への情報提供に努める。

避難所開設準備マニュアル

登米市立東郷小学校

1　避難所開設までの大まかな流れ（参照→登米市避難所マニュアル）

（1）避難所開設の指示

＊災害発生→避難所開設の指示（長寿介護課）→総合支所→開設準備→開設→組織立ち上げ（避難所関係・学校再開関係）

（2）避難所開設に際してのルール（登米市避難所マニュアルから）

①原則として，市職員が施設管理者の協力を得て行う。

（登米市地域防災計画では，避難所は市職員が開設することを定めている。）

②避難者の建物内立入は，避難所担当の市職員又は施設管理者が確認してから行う。

③避難者が建物内に無秩序に立入ることは混乱のもとになるので，施設の敷地内（例：校庭）までにとどめ，市職員等が到着してから立入ることとする。ただし，気候条件によっては，市職員の到着がなくても建物内（玄関ホール等）へ避難を開始し，その後市職員の指示を受ける。

④校庭等では，自主防災組織，町内会の班ごと集合待機する。

⑤授業中の学校など避難所の指定となっている施設が使用中の場合には混乱防止に気を配り，施設管理者や市職員の案内を待つ。

⑥避難所運営は避難者，運営管理者，市職員との合議制での運営を原則とする。

⑦疾病者，妊婦，乳幼児，身体障害者，高齢者などは優先的に屋内に避難させる。

2　学校の対応（災害発生とともに避難所開設に向けた動き）

（1）避難所開設準備（学校側）

①児童の安全確保と引き渡し開始（避難所開設準備と重複）→最優先

②避難所運営管理人の設置，情報収集，支所等との連絡→校長

③避難場所の確定と安全点検（被害，規模，設備的に体育館）→職員

④避難受け入れ準備→名簿，場所，食料，寝具，暑さ・寒さ対策等→市マニュアル

⑤発電機，照明灯確認→職員

⑥避難所仮本部設置→市職員・運営管理人

（2）予想される組織と役割分担（開設までの）

＊避難所運営管理人→校長，避難所設置長

①情報収集・発信→教頭

②児童引き渡し班→安全主任，低学年担任，少人数

③安全確認（避難者収容のため，引き渡しと同時進行→市職員と実施）→７学年部

④避難者管理・掲示板設置班（名簿，模造紙，マジック等）→中学年担任

⑤避難物品準備・設置班（机・機材、ゴミ捨て場等）→高学年担任

⑥生活物資搬入・駐車スペース確保・食料，ガソリン等確保班→事務，技師

⑦救護（救護スペース確保）・衛生・更衣班→養護教諭，教員補助

⑧情報収集・避難所運営支援者シフト作成班→教頭，特別支援担任

⑨学校再開・地域状況確認班→教頭，教務

3　学校再開へ向けた動き

・避難所開設直後から，開始する。（引き渡しは災害規定に則って行う。）

4　予想される組織と役割分担（市職員が来るまでの）

避難所運営管理人・避難所設置責任者・総指揮→校長

↓

避難所設置長（兼情報収集・発信）・学校再開→教頭

↓　↓

児童引渡し・学校再開班

班長→教務主任

・引き渡し場所確保
・引き渡し名簿確認
・校内，学区状況確認
・ライフライン確認
・給食センターとの連携
・保護者への連絡方法（掲示板）　等
＊避難所開設準備後に開始する場合もある。

避難所開設準備班

班長→防災主任

・仮避難所設定（安全点検）
・救護，衛生，防寒，トイレ等
・食料，水，生活物資確保
・駐車スペース確保
・情報収集，発信
・発電機，照明準備，ガソリン確保
・職員シフト作成
・取材への対応　等

5　必ず確認すべきこと

・児童の安否
・職員の安否
・職員家族の安否，家屋等の状況
・テレビ等での状況確認，情報収集，ガソリン・水の確保

学校再開マニュアル

登米市立東郷小学校

1　学校再開に向けた対応

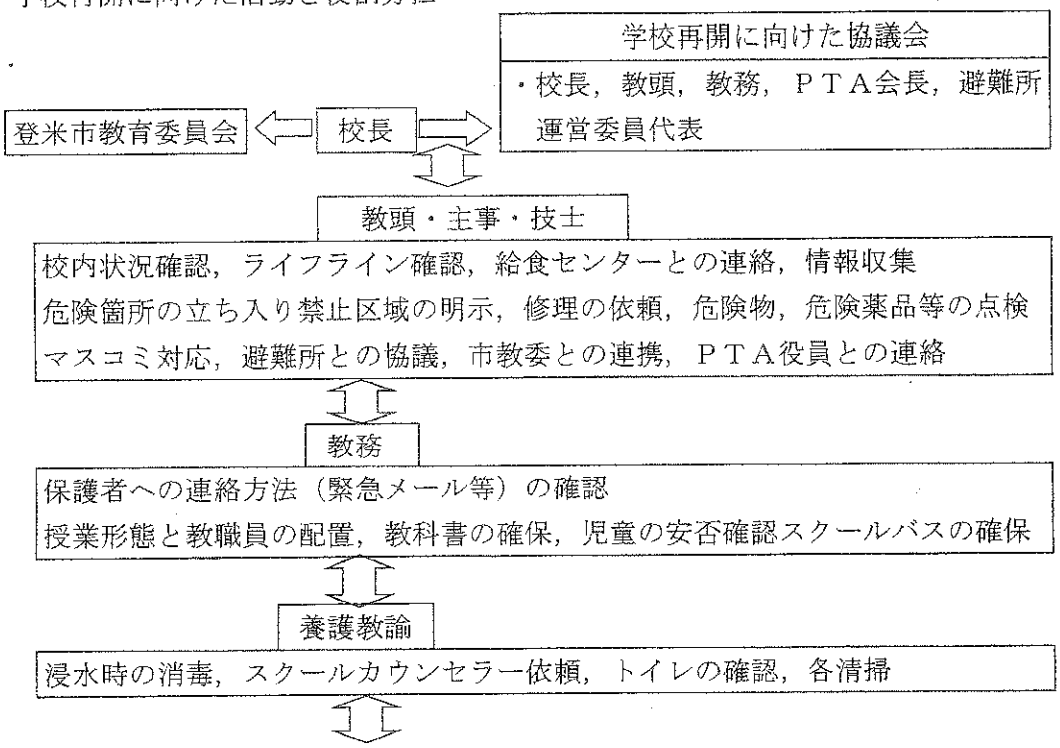
災害後，引き渡し完了時や避難所開設準備完了時など，タイミングを見計らい，学校再開に向けた対応を行う。

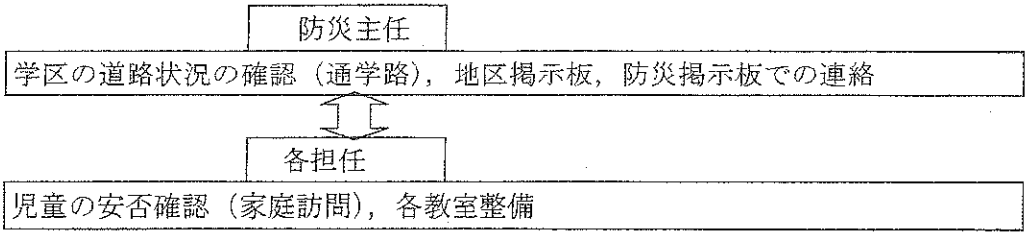
児童の安否確認を第一に行う。同時に教職員についても安否確認を行う。

2　学校再開に向けた主な活動

①校内状況確認（使える教室の確認・確保）
②学区状況確認（道路の状況を確認し通学が出来るかどうかを検討する）
③ライフライン確認（復旧状況の確認，安全な使用が出来るかの確認等）
④給食センターとの連絡
⑤保護者への連絡方法（緊急メール・地区掲示板・防災掲示板等）
⑥区長やＰＴＡ役員との連携
⑦修理の依頼
⑧危険箇所の立ち入り禁止の明示
⑨危険物，危険薬品等の点検
⑩授業形態と教職員の配置
⑪スクールバスの確保
⑫スクールカウンセラーの依頼
⑬マスコミ対応

3　学校再開に向けた活動と役割分担





4　学級担任の動きについて

学級担任は，児童の安否確認終了後，「３」の学校再開に向けた動きを支援する。

役割分担は，必要な活動に随時回るようにする。

5　保護者への連絡

保護者との連絡手段を確保するために，優先的に緊急メールの復旧や掲示板の活用などを試みる。

6　当面の授業形態，学校行事等について

校内の安全確保がなされ，ライフラインの整備，給食の復旧などを確認し，当面の授業形態（午前授業，短縮授業など）を検討する。（教務主任は時数を確認する。）

7　中学校，幼稚園との連携

南方中学校，東郷幼稚園との連携を実施し，出来る範囲で同一歩調（特に幼稚園）で学校（園）再開が出来るようにする。

8　サポートセンターとの連携

子育て支援サポートセンターとの連携を行い，再開に関わる情報交換等を行う。

9　避難所との共存

避難所との共存も予測されるため，避難所の自主運営組織との協議の基，立ち入り制限区域や，互いの生活ルールを事前に確認しておく。

10　登下校時の配慮

徒歩児童の安全確保のため，徒歩児童名簿を作成し，当面の間「集団下校」を行う。

11　通学路の安全確保

余震などで発生した，通学路の危険については，児童の安全確保の面から随時確認する必要がある。職員による地区の安全点検を定期的に実施する。

12　心のケア

児童の心のケアについては，担任と養護教諭が連携し，随時行う。外部との連携についても早めに計画する。

学校再開に向けた対応

○　学校再開に向けての流れ

児童，教職員の被害状況の確認
○児童の安否と所在場所の確認
○教職員の安否確認

家庭・保護者の被災状況の確認
○保護者の安否と所在場所の確認

学校施設・設備等の点検
○建物の構造部材，副構造部材の点検と補修
○ライフライン(水道，電気，ガス等)の復旧
○危険箇所の立ち入り禁止の明示と危険物・危険薬品等の点検
○校舎内外の清掃・消毒
※仮設校舎の建設要請
※移転先での学校再開の準備

通学方法の確認と通学路の安全点検
○危険箇所の点検と補修箇所の報告
○公共交通機関の運行状況の確認
○スクールバスの確保

教育環境の整備
○授業形態の工夫と教職員の配置
○教科書，学用品等の損失状況の確認と発注
○支援物資の取りまとめ(教育委員会との連携)
○心のケア(スクールカウンセラーとの連携)
○文部科学省ポータルサイトの活用(支援物資)
※マスコミ，外部ボランティア団体等の対応

避難所との共存
○避難所運営組織と協議
○立ち入り禁止区域の明示

給食業務の再開
○施設，設備の安全点検
○所管教育委員会，食材委託業者との調整

○　具体的な動き

・教職員は，できるだけ速やかに家庭訪問をし，児童の被害状況を確認する。(避難先・連絡方法・健康状態等)

・地域，ＰＴＡとの連携を図りながら，家庭・保護者の安否確認，所在場所，学区内の被災状況を確認する。

・災害の程度によって，校舎や施設設備などの使用再開について，専門家の点検を受けて決定する。
・ライフラインの状況を点検し，関係機関に協力を依頼する。
・理科室等の危険薬品，灯油保管場所等を確認する。
・校舎内へ浸水があった場合は，清掃，消毒を実施する。

・通学路の安全を確認し，危険箇所について関係機関へ連絡する。
・公共交通機関の再開の目途を確認する。
・状況によってスクールバスの使用について検討する。

・当面の授業形態(午前授業，短縮授業等)と学習プログラムを確認する。
・教科書，学用品の滅失棄損状況を確認し，不足教科書の確保に努める。
・スクールカウンセラーを派遣するなど，心のケア対策を講じる。
・マスコミ対応，ボランティア団体の受け入れの対応は，校長及び教頭が行う。

・学校施設が長期的に避難所として使用されることがあるため，立ち入り制限区域を明示することや，お互いの生活ルールーを確認する。

・給食業務が早期に再開できるように関係機関と連携を図る。
(簡易給食の手配，栄養のバランスに配慮等)

安否確認について

登米市立東郷小学校

1　休日や下校後の在宅時や登下校時に大きな地震が起こった場合は，児童の安否確認を行うものとする。大規模な地震の後は，電話が通じないことが多く，また，家庭訪問は，教職員が二次災害に巻き込まれることも懸念される。あらかじめ，安否確認の方法を確立しておく必要がある。

2　安否確認の方法

安否確認の方法には次のようなものがある。

①自宅への電話による方法

②保護者の携帯による方法

③緊急メールによる方法

（要返信で行う方法と空メールを返信してもらう方法等）

④教職員による家庭訪問（二次災害を回避できる保証の上）

⑤ホームページで呼びかけ，学校に連絡してもらう方法

3　停電時の対応

停電時は緊急メールが起動しないため，発電機を使って電源を供給して発信するなどの対応を試みる。

4　情報提供

児童や保護者の安否確認と同時に，学校からの情報を提供することが大切である。緊急メールや電話連絡が普通の場合は，掲示板等の活用も必要であり，事前に保護者と確認しておくことが大切である。

安否確認の内容
□児童及び家族の安否，けがなどの確認
□家屋等の被災状況（精神的な様子や現在困っていることや不足している物資など）
□避難先（具体的に聞く→避難場所の名称や連絡先，住所等）
□今後の連絡先・連絡方法
□学校の被災状況などの様子や学校再開の見通し
□通学路の安全状態　　等

5　勤務時間外の安否確認

市内震度	出　勤	安否確認	在宅時	登下校時
6弱以上	する	す　る	行う	行う
5強	する	す　る	行う	行う
5弱	停電時する 停電　なし 指定者のみ	す　る 緊急メール 発信	行う 電話使用化→電話連絡 電話使用不可→家庭訪問	行う 通学路をたどる
4	しない	しない	行わない	行わない

6　出勤について

震度5弱以上の地震については，緊急メールで出勤の確認を行う。（安否確認の必要に応じて）緊急メールが使用出来ない場合は，ホームページへの掲載や，教頭への携帯電話を使った確認などが必要である。

7　ホームページの活用

地震にはホームページが比較的強いと言われている。保護者や教職員への連絡についても活用の余地がある。

大気汚染物質ＰＭ２．５への対応について

登米市立東郷小学校

微小粒子状物質「ＰＭ２．５」が日本の広い範囲に飛来すると予想されている。「ＰＭ２．５」は粒子が大変小さいため（髪の毛の３０分の１程度）大量に吸いこむと肺のおくに入りこみぜん息を悪化させたり，肺がんの発症リスクを高めるなど呼吸器・循環器疾患を誘発する物質である。そのため国や県の速報・予報により校内での対応が必要である。

１　環境基準

１年平均値１５マイクロメートル以下　かつ　１日平均値３５マイクロメートル以下

１日平均値７０マイクロメートル以上　外出や屋外での屋外での激しい運動制限

以下　行動制限なし，ただし高感受性者は体調注意

２　７０マイクロメートル以上の高濃度情報が入った場合

（１）屋外での激しい運動を減らす。

（２）換気や窓の開閉を必要最小限にする。

（３）呼吸器系や循環器系疾患のある児童は，体長の変化に注意し，慎重に行動する。

（４）休み時間等の校外での活動を控える。

３　学習中の対応

担任または少人数指導者は職員室からの指示を受け，教室や廊下の窓を閉めるなどの対応を実施するとともに，休み時間の過ごし方など児童への指導を実施する。

校庭での体育はすぐに中止し，うがい手洗いを確実に行い，教室へ戻る。また，運動着は持ち帰り，洗濯をする。解除後も，健康観察を継続する。

４　休み時間・放課後

放送で，児童を校舎に入るように指示をする。うがい手洗いを徹底する。各担任は，教室へ戻り，窓を閉めるなどの必要な措置を行う。養護教諭は，呼吸器・循環器疾患（ぜん息等）の児童の健康観察を実施する。

５　校外学習

校外での学習中に注意報を確認した場合は，必要最小限の見学や観察を実施し，速やかに学校へ戻る。市内外の施設の見学の場合は，担当者の指示に従うとともに，必要最小限の見学後学校へ戻る。修学旅行・合宿中は自主研修等を中止し，屋内へ非難する。

６　役割分担

全体指揮	校長	教室・児童管理	各担任
放送	教頭	健康観察	各担任・養護教諭
窓確認	教務・主事・技士	疾患・体調管理	養護教諭

熱中症になったときには－

暑い時には常に症状の兆候がないかを注意し、発症後は速やかに必要な手当や措置をとることが大切です。

(1) 熱失神 (2) 熱けいれん (3) 熱疲労　に対しては

○涼しい場所に運び、衣服をゆるめて寝かせ、水分を補給すれば通常は回復します。

○熱けいれんの場合は、生理食塩水(0.9% 食塩水)を補給する。

○足を高くし、手足を末梢から中心部に向けてマッサージする。

◎吐き気やおう吐などで水分補給ができない場合には病院に運び、点滴を受ける必要があります。

(4) 熱射病　に対しては

死の危険のある緊急事態です。

体を冷やしながら集中治療のできる病院へ一刻も早く運ぶ必要があります。

いかに早く体温を下げて意識を回復させるかが予後を左右するので、現場での処置が重要です。

○体温を下げるには、

水をかけたり濡れタオルを当てて扇ぐ方法、くび、脇の下、足の付け根など太い血管のある部分に氷やアイスパックをあてる。

○循環が悪い場合には、足を高くし、マッサージする。

◎症状としては、意識の状態と体温が重要です。

意識障害は軽いこともありますが、応答が鈍い、言語がおかしいなど少しでも異常がみられる時には重傷と考えて処置しましょう。

－応急手当を想定して－

準備物品①

○冷却剤
（氷嚢、アイスパックなどと、冷水を作るために十分な量の氷）

○送風器具
（送風できるものならば、団扇、扇風機、服などどのようなものでも可）

○スポーツドリンク
（塩分濃度0.1～0.2 ・糖分濃度3～5 で5～15℃程度に冷やしたもの）％％

○けいれん対処用に、塩分濃度0.9 の飲み物％

○携帯電話
（現場からすぐに救急車を呼べるようにするため）

■緊急連絡先一覧

■救急車を呼ぶとき……※このときも救急隊到着までの応急手当は必須

□１１９番通報

□消防本部直通２２－１９０２
消防署２２－２１１９

※通報前の確認項目
①熱中症になった者の状態
（意識の程度・呼吸・脈拍・顔色・体温・手足の温度など）
②熱中症になった者のプロファイル
（名前・性別・年齢・住所・連絡先・運動歴・身長・体重）
③熱中症になった際の環境の状況
（活動開始時刻・気温・湿度・活動内容など）
④事故発生場所の詳細
（住所・連絡先・その場所の目安・行くための手順など）

■救急告示病院
□登米市民病院　２２－５５１１

心のケアマニュアル

登米市立東郷小学校

事件事故・災害に遭遇し，「家や家族・友人などを失う」「事故を目撃する」「犯罪に巻きこまれる」などの強い恐怖やしょうげきを受けた場合，不安や不眠などのストレス症状が現れることが多い。こうした反応はだれにでも起こりうることであり，通常の時間の経過とともに薄らいでいくものであるが，場合によっては，長引き，生活に支障をきたすなどしてその後の成長や発達に大きな障害となることもある。

そのために，ひごろから児童の健康観察を徹底し，ストレス症状の早期発見に努め，カウンセリングや外部機関との連係など適切な対応を行うことが必要である。

1　学校の役割

（1）安心感を与える

学校が安心感と居場所を与える場所である必要がある。

（2）自己回復力の支援

つらい時期を乗り越えるために，教職員が心のケアに当たる必要がある。正しい知識を持ち，傷ついた心の理解と適切な対応が求められる。

（3）家庭，保健福祉施設，地域などのと連係

事件，事後災害発生時には，保護者に心のケアに関する適切な情報を伝えることによって，学校，家庭，地域（専門機関，医療器機関等）が連係して，児童の自己回復力の支援を行うことが必要である。

2　心のケアの基本

恐怖や喪失体験などの心理的ストレスによって，心の症状だけでなく，身体の症状も現れやすいことが特徴である。また，症状はストレスの種類，内容，受けてからの時期によって変化する。そのような場合は，情緒不安定，体調不良，睡眠傷害など年令を問わず見られる症状と，発達段階によって異なる症状がある。

また，激しいストレスにさらされた場合はASDやＰＴＳＤを発症することがある。その発症例として，ようち園から小学校低学年までは典型的な症状でなく，ストレスの引き金をなった場面（トラウマ）を再現するような遊びをしたり，恐怖感をうったえることなく興奮や混乱を呈する場合があることに注意しなければならない。

3　対応のポイント

冷静さを保ち，次の点に注意する。

①孤立感を持たせない。
②無理に励まさない。
③具体的で建設的であることを心がける。
④心の傷は大小がないことを心に留めておく。
⑤あせったり無理をしたりしない。
⑥避難者の悩みの聞き手になる。

4　小学生（幼児を含む）ストレス症状と対応のポイント

この時期は退行現象が中心となる。その他に，多弁・多動となったり，反対に以前よ

りおとなしくなったり，引きこもったりするなどの症状が認められる。

分　類	特徴的な症状
退行現象	・それまで自分きていたのに親に食べさせてもらおうとしたり，着せてもらおうとしたりする。 ・保護者の気を引こうとしたり，しがみついたりする。 ・ちょっとしたことでも自分で処理できず，泣いたりする。 ・すでに消失した癖が出現する ・こわい夢を見たり，夜泣きが出現したりする。
生理的反応	・頭痛や腹痛を訴える。 ・目がかすむ，ボーッと見える。二重に見える等の視覚症状，聞こえにくい等の聴覚症状を訴える。 ・吐き気を訴える。
情緒的・行動的反応	・落ち着きがなくなる。 ・イライラ，反抗，攻撃的になる。 ・家庭や学校での遊び仲間や友達などとの人間関係を避け，引きこもりがちになる。

対応のポイント

・十分耳をかたむけ，話し合いの時間を作り，気持ちが前向きになるように支える。
・甘えたり，反抗的になったりしても慌てず，落ち着きを取りもどし，立ち直っていくのを長い目で見守る。
・できるがけ声がけをし，手伝い等を通じてふれあう機会を多く持つようにする。また，できることは，ほめて自信を持たせる。
・嫌がることは無理強いしないようにする。
・遊びや身体活動の機会を与える。
・勉強はそれぞれの子供の状態にわせた課題を与え，無理なく元の力を回復していくことができるように配慮する。

5　激しいストレス時における症状

激しいストレスにさらされた場合は，ASD（急性ストレス傷害），PTSD 心的外傷後ストレス傷害）を発症する場合がある。

ASD →以下の症状がストレス体験の４週間以内に現れ，２日以上４週間以内の範囲で症状が持続する。

①体験したできごとを繰り返し思い出し，悪夢を見たりする。
②体験したことが目の前で起きているような生々しい感覚がよみがえる。
③関係した出来事と関係するような話題を避けようとする。
④体験した出来事を思い出せないなど記憶や意識の障害がでる。
⑤人や物事への感心が薄らぎ周囲と疎遠になる。
⑥不眠，イライラ，怒りっぽい，落ち着かない，集中できない，極端な警戒心を持つささいなことや小さな音に驚く。

PTSD →災害後や事件・事故後に ASD 様の強いストレス症状が現れ，それが４週間以上持続した場合を呼ぶ。これらの症状は，発生後しばらくたってから出現する場合があるので注意が必要である。また，節目でストレス反応が強くなることがある。

6　教職員への心のケア

教職員は「児童をまず最初に」という思いが強い。自分が被災し心にダメージを負っても，児童を優先せざるを得ない。そこで，ストレス度のチェックをすることで適切な対応ができる。

①ストレス度チェックの実施（最近一ヶ月間に当てはまるものにチェックを入れる）

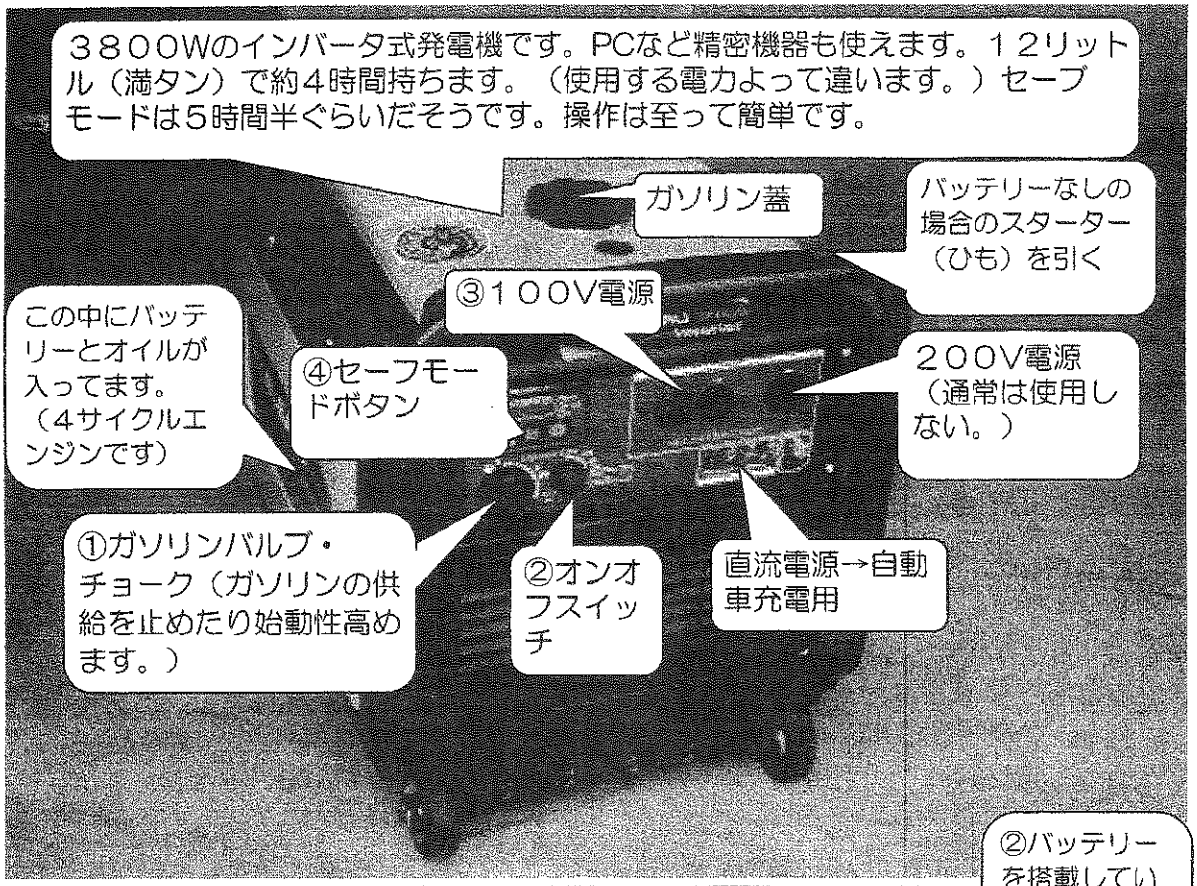
□食欲低下または過食傾向が見られる。
□たばこやコーヒーなどし好品の量が増えた。
□酔って愚痴をこぼすようになった。
□夜中に目が覚めやすくなった。
□めまいや動機を感じやすくなった。（不安感がある）
□朝から頭や体が重い。
□通勤途中でいらいらしやすくなった。
□子供とすれ違っても話したくない。
□職員室での会話が減った。
□学級全体を掌握しにくくなった。
□子供の考えを聞く余裕がなくなった。
□授業の進め方が一方的になった。
□児童をしかりやすくなった。
□保護者への連絡が面倒になった。
□同僚教師の欠点が目に付くようになった。
□校長や教頭の考え方により批判的になってきた。
□学校行事の準備が面倒になってきた。
□テストの採点ミスが増えた。
□職員室の机が散らかってきた。
□教育雑誌を読まなくなった。

0～　5	ストレスコントロール良好
6～10	ストレス不適応予備状態（要注意，受診検討）
11～15	ストレスコントロール不良（要休養，要受診）
16～20	ストレスによる不適応状態（要相談）

中島一憲「心の休み時間」（学事出版より）

②同僚の変化をチェック

□無断欠勤，遅刻，早退，病欠が増える。
□ちょっとしたミスや事故が多くなる。
□月曜日によく休む。
□身だしなみにかまわなくなる。
□いくら頑張っても，仕事の能率が低下する。
□妙な仕草や癖がでる。
□口数が減り，つきあいが悪くなる。
□イライラして怒りっぽくなる。
□不眠や不快症状を訴えることが多くなる。



操作方法（始動）

ガソリンを入れる。（１２リットルまで）

⇩

①をチョークの位置へ（右いっぱい）

⇩

②にキーを差し込んでオンの位置へ回す

⇩

さらにキーを回してエンジンをかける（自動車と同じ要領）

②バッテリーを搭載していない場合や，セルが回らない場合は，スターター（ひ

⇩

エンジンがかかったら①を一つ左へ（チョーク解除）

⇩

③にコンセントをさして使用する。（３８００Wを超えると自動停止）

⇩

１２リットルで約４時間使えます。（セーフモードは５時間半程度）

⇩

必要に応じて④を押してセーフモードにする

⇩

ガソリンがなくなると自動停止（時間は使用している電力に左右されます）

（停止）

①のガソリンバルブを左いっぱいへ（エンジン内にガソリンが流れないようにします）

⇩

エンジンが止まったら②をオフの位置へ

⇩

キーを抜く

メンテナンス

発電機	１ヶ月に一度運転（エンジンが暖まる程度）
オイル	3年に一度交換（スタンド等に相談）
ガソリン	１年に一度交換（ガソリン携行缶のものも）

緊急放送傾聴訓練（計画）

登米市立東郷小学校

趣旨

登下校時や園学校での生活中に災害が発生した場合，避難指示や避難場所の情報やライフラインの状態など，必要な情報が伝えられることが想定される。

そのような場合，しっかりと聞くことが，安全な避難を可能にし，危機から身を守ることにつながる。そのためにも，日常から，緊急放送を傾聴する訓練を実施することが重要である。

1　目標

（1）緊急放送をしっかりと聞き取る習慣を身に付けさせる。

（2）緊急放送の内容を理解し，近隣の避難者と協力して行動したり家族を守ろうとしたりする意欲を持たせる。

（3）事態を的確に把握し，子どもたちを安全に避難，誘導，受け入れができるようにする。（教員）

2　日時

・平成２６年〇月〇日（　）（学期に一度以上設定する。避難訓練直前などが望ましい。）

3　参加者

・児童，全教職員

4　場所

・校庭，校舎等敷地内

5　時間帯

・休み時間中，放課後，朝の活動中など，数パターンで実施する。

6　訓練の内容（放送例）

（1）緊急放送①

・今，強い地震が発生しています。皆さんは，その場で低い姿勢を保ち，頭を守りながら，揺れがおさまるのを待ちなさい。

（2）緊急放送②

・地震の揺れはおさまりました。避難の必要はありません。その場で次のことができたか振り返ってみましょう。

＊静かに放送を聞きましたか。

＊低い姿勢で頭を守りましたか。

・これで訓練を終わります。このまま休み時間を続けます。